

「おかやま うま酒処」指定要領

制 定 平成22年10月1日
一部改正 令和4年4月1日

1 趣 旨

岡山は、雄町や朝日、アケボノ等の酒造りに適した「良質な米」と中国山地を水源とする三大河川の豊富な「清水」、さらには、全国に名を馳せた備中杜氏に代表される「伝統の技」の三拍子が揃う、全国でも有数の酒どころとして有名である。

この岡山の地酒を味わい、楽しむ機会を増やすことで、地酒の普及と消費の拡大が図られることを目的として、県内で製造された良質な酒を提供する飲食店等を対象とした「おかやま うま酒処」指定店制度を実施する。

2 指定の条件

次の条件をすべて満たす飲食業者等を「おかやま うま酒処」として指定する。

ア 県内の酒造メーカーが製造した、清酒の製法品質表示基準に基づく特定名称酒（吟醸酒、純米酒、本醸造酒）を常時提供できること。

イ 業種別の生活衛生同業組合に加入していること、又は、加入意志のあること。

ウ 善良の風俗を害し、又は公共の秩序を乱す行為をしていないこと。

3 指定の申込み

指定を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式の指定申込書を岡山県酒造組合（以下「酒造組合」という。）に提出する。

4 指 定

酒造組合及び岡山県農林水産部（以下「県」という。）は、各生活衛生同業組合の協力を得て指定申込書の内容を審査し、適当と認められるものを指定する。

5 看板の交付

前項の指定を受けた者に対しては、指定証として看板を交付する。交付に当たっては、交付に係る事務経費の一部を徴収する。

6 指定を受けた者の責務

ア 指定を受けた者は、看板を掲示する。

イ 県内の酒造メーカーが製造した特定名称酒を提供し、その消費拡大と啓発に努める。

7 指定の取消し

酒造組合及び県は、指定を受けた者が、指定条件に反する行為をしたと認められる場合には、当該指定を取り消すことができる。

8 普及・宣伝活動

酒造組合及び県は、「おかやま うま酒処」の普及・宣伝に努める。

9 その他

「おかやま うま酒処」の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、別に定める実施規則によるものとする。